

## 【留意事項】

●結核定期健康診断の実施報告に当たりお読みください。

### ・報告期限

定期健康診断を実施した翌月 10 日まで

- ・年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）を通じて、健康診断の実施期間としている場合について  
毎月実施した健康診断の受診結果を翌月の 10 日までに報告してください。

### ・対象者について

健康診断時の在籍者数（学生・生徒はその年度の入学者数）としてください。

### ・胸部エックス線撮影について

直接撮影又は間接撮影のどちらかに記入します。もし、両方受けた場合は、間接撮影として計上してください。間接撮影か直接撮影か不明なときは、間接撮影に計上してください。

### ・デジタル撮影について

直接撮影に含めて計上してください。

### ・喀痰検査について

結核の検査として実施したものを計上してください。（肺がん検診として実施したものは除く。）

### ・年度内に複数回に分けて報告する場合について

「累計実施数」欄に前回報告分も合わせた受診者数（累計実施数）としてください。

### ・学校、施設において

職員、学生・生徒、入所者の健康診断の時期が異なる場合は、それぞれの対象者の健康診断終了ごとに取りまとめの上、報告してください。

### ・年度途中で退職した場合について

健康診断時点に在籍していた対象者について、報告してください。

### ・事業者の健康診断以外の健康診断を受けた方の取扱いについて

下記のような場合は、結核定期健康診断を受診したとみなすことができます。

ただし、管理者が指定する日の 3 か月以内に実施されたもので、管理者が診断書や健診の内容を証明する文書で結果を把握している場合に限ります。

- ①医療機関の職員が、職場健診で胸部エックス線検査を受けた場合
- ②学校の生徒と職員が、学校健診で胸部エックス線検査を受けた場合
- ③個人的に人間ドックなどで胸部エックス線検査を受けた場合
- ④働きながら専修学校などで学ぶ学生が、学校の健診を受けず、職場の健診で胸部エックス線検査を受けた場合
- ⑤2つの各種学校でアルバイトする職員が、一方の職場で胸部エックス線検査を受けた場合
- ⑥特別養護老人ホームの入所者が、肺炎になって医療機関で胸部エックス線検査を受けた場合。